

「①いじめ問題」「②体罰」「③部活動」に関する内容の取扱いについて

「教育制度論」「生徒指導論（進路指導を含む）」を担当する先生へ

平成 25 年 3 月の文部科学省の「教職課程認定申請に関する事務担当者説明会」にて、学校現場の課題に対応した教員養成課程の編成の一環として、「①いじめ問題について」「②体罰について」「③部活動について」に関する内容の取扱いの情報提供及び授業内容の充実等の説明がありました。「1. ①②③に係る本学の開設授業科目表」の授業をご担当の先生は、シラバス作成の際、「2. 文部科学省説明会資料（抜粋）」をご参照ください。

なお、「①いじめ問題について」は、説明会資料とは別に文部科学省より次の「ア」「イ」の事務連絡がありました。

ア. 平成 25 年 3 月 27 日付

教員養成系大学・学部におけるいじめ問題への取組について（情報提供）

「2. 文部科学省説明会資料（抜粋）」をご覧ください。

イ. 平成 25 年 10 月 15 日付

教職課程におけるいじめ防止等に関する内容の取扱いについて <抜粋>

「(略) 各大学の教職課程においても、これらの情報を参考にいただき、教職を志す学生が、いじめ問題に関する認識を深め、いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処を適切に行う能力を高めることができるよう、「生徒指導の理論及び方法」や「教育相談」等の科目において、いじめ防止等に関する内容の充実に努めていただきますようお願いいたします。(略)」

1. ①②③に係る本学の開設授業科目表

教職課程コアカリキュラムのシラバスをお願いしておりますが、旧課程の学生が在籍していますので、令和 2 年度については、下記「A」の事項に加え、○印の事項も含めたシラバスでも差し支えありません。

A	免許法施行規則に定める各科目に含めることが必要な事項 ⇒	・教育に関する社会的、制度的または経営的事項	・生徒指導の理論及び方法
	本学開設授業科目⇒	・教育制度論	・生徒・進路指導の理論と方法
	①いじめ問題について		○
	②体罰について	○	○
	③部活動について ※		○

※中学校・高等学校関係

2. 文部科学省説明会資料（抜粋）

事 項	「(2) 学校現場の課題に対応した教員養成課程の編成」の要点
①いじめの問題について	<p><抜粋>⇒ 教員を目指す学生が、いじめに関する認識を深め、早期発見や適切に対応するための基礎的な理解をするため、「生徒指導の理論及び方法」や「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」等において、いじめの問題を必ず取り扱うこと。</p> <p>・平成25年3月27日付 教員養成系大学・学部におけるいじめ問題への取組について（情報提供） 日本教育大学協会ホームページ ⇒ http://www.jaue.jp/</p> <p>・【参考】「教員養成系大学・学部におけるいじめ問題への取組について」（日本教育大学協会ホームページ）に掲載されているシラバス例 日本教育大学協会ホームページ ⇒ いじめ問題に関する調査結果（会員大学の授業・社会貢献活動・研究者一覧等） ⇒ I いじめに関する教育実践の取組 ①教育活動（正規のカリキュラム）</p>
②体罰について	<p><抜粋>⇒ 教員養成課程においても、「教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）」や「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」、「生徒指導の理論及び方法」等において、体罰や懲戒について必ず取り扱うようにすること。</p> <p>・「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」全文 ⇒ http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1331907.htm</p>
③部活動について	<p><抜粋>⇒ 部活動は、学校教育の一環として行われるものであり、実際に、多くの教員が、部活動に携わっていることに鑑み、「教育課程の意義及び編成の方法」や「生徒指導の理論及び方法」において、部活動の意義や部活動指導の在り方について必ず扱うようにする必要がある。</p>

以上